

役場からのお知らせ

八百津町役場 ☎43-2111

住民税務課

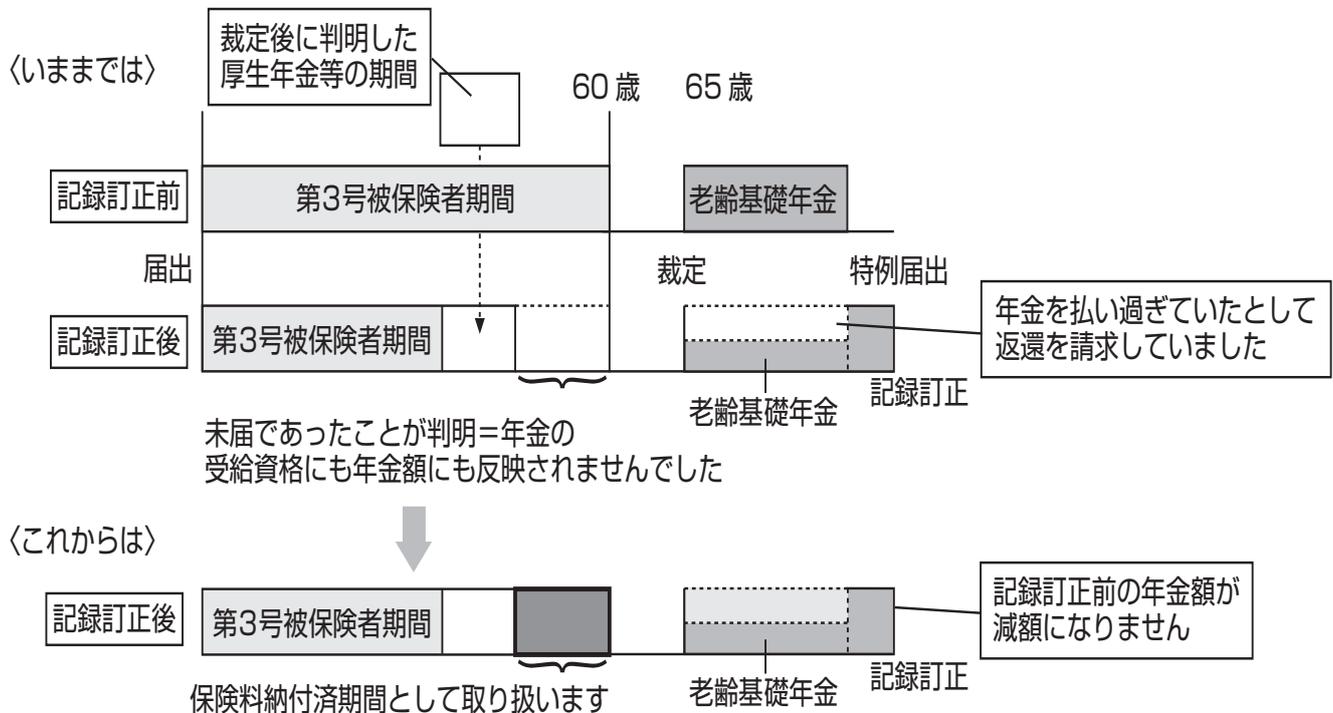
問い合わせ 住民税務課 医療年金係 まで

●第3号被保険者期間と重複する厚生年金等の加入期間が 裁定後に判明した場合の取扱いが変更になりました

老齢年金を受け始めてから、国民年金第3号被保険者期間と重複する会社等にお勤めされた期間(厚生年金等の加入期間)が新たに判明した場合には、会社等を退職した後の第3号被保険者期間が引き続き年金額に反映される期間(保険料納付済期間)として取り扱われ、過去の年金額が減額となくなりました。

※既に年金額を返納された方には、返納された額が改めて支払われます。

【具体例】



※国民年金第3号被保険者とは、会社員や公務員に扶養される配偶者のことです。これらの方は、保険料を納付する必要はありませんが、第3号被保険者となった旨の届出を行うことが必要です。

必要な手続は、社会保険事務所に申出書等を提出していただく必要があります。
詳しくは、お近くの「社会保険事務所」へお尋ねください。

経営管理課

問い合わせ 経営管理課 政策調整係 まで

●工業統計調査にご協力を!

製造事業所の皆様へ

平成21年工業統計調査を12月31日現在で行います。調査の実施に当たっては、本年12月から来年1月にかけて調査員がお伺いします。

調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。